

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第3号

令和6年8月8日付け石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号で公表した石巻地区広域行政事務組合の定期監査結果報告について、石巻地区広域行政事務組合理事長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年9月3日

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
女川町議会議長 佐藤良一

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
石巻市代表監査委員 堀 内 賢 市 殿  
石巻地区広域行政事務組合監査委員  
女川町議会議長 佐 藤 良 一 殿

石巻地区広域行政事務組合  
理事長 石巻市長 齋 藤 正 美

監査結果に係る措置について（通知）

令和 6 年 8 月 8 日付け石広監第 2 号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、下記とおり措置を講じたので通知します。

記

1 指摘事項

(1) 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>施設管理課</p> <p><b>【財産管理事務】</b></p> <p>石巻広域クリーンセンター4階に設置されている自動販売機にかかる行政財産目的外使用料の算定について、平成24年度分から令和6年度分までにおける施設の残耐用年数の適用を誤り、行政財産目的外使用料を過少に徴収していた。</p> <p>よって、地方自治法第236条第1項及び第2項に基づき、今年度を含む5年分を遡及し不足額を徴収するとともに、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、今回の監査対象範囲となっている令和4年度分から令和6年度分の占用料については、下記のとおりである。</p> <p><b>【令和4年度占用料】</b></p>	<p>施設管理課</p> <p><b>【財産管理事務】</b></p> <p>御指摘のありました自動販売機に係る行政財産目的外使用料の算定誤りについては、施設の残耐用年数の適用を誤り算定したことにより、使用料を過少に徴収していたことによるものであります。</p> <p>過少に徴収した今年度を含む5年分について遡及することとし、8月23日付けで、不足額の徴収について依頼し、9月中旬まで不足額を納付していただく事務処理を進めております。</p> <p>今後は、公有財産貸付料等の関係法令を十分に確認し、複数職員による事務処理のチェック体制を整え、再発防止に努めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 誤徴収額 5,955 円</li><li>・ 正徴収額 6,207 円</li><li>・ 過少徴収額 252 円</li></ul> <p>【令和5年度占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 誤徴収額 5,905 円</li><li>・ 正徴収額 6,166 円</li><li>・ 過少徴収額 261 円</li></ul> <p>【令和6年度占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 誤徴収額 6,502 円</li><li>・ 正徴収額 6,804 円</li><li>・ 過少徴収額 302 円</li></ul>	
---	--